

介護保険制度における 福祉用具購入の手引き

安 曇 野 市

令和7年3月7日

目 次

1. 福祉用具購入の概要	… 1
2. 対 象 要 件	… 1
3. 支給限度基準額	… 1
4. 給付対象となる福祉用具の種類	… 2
5. 手続きの流れ	… 4
6. 必 要 書 類	… 5
7. Q & A	… 7

1. 福祉用具購入の概要

要介護者等である被保険者が、特定（介護予防）福祉用具販売事業所（以下、福祉用具販売事業所という。）から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具を購入したとき、日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に、申請に基づいて福祉用具購入費が支給されます。

2. 対象要件

次の要件をすべて満たす場合に支給の対象となります。

- ・厚生労働大臣が定める特定（介護予防）福祉用具の種目であること
- ・要介護者等が居宅にて使用する特定（介護予防）福祉用具を福祉用具販売事業者から購入したものであること
- ・購入日（代金を完済した日）時点で要介護または要支援の認定を受けていること
- ・日常生活の自立を助けるために必要と認められること
- ・在宅で生活していること（入院中、入所中、外泊中は不可）

3. 支給限度基準額

福祉用具購入費の支給限度基準額は同一年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円です。

被保険者は、福祉用具販売事業所に福祉用具購入費用の全額を支払った後、市への申請により購入費の9割～7割相当額（被保険者負担は1割～3割相当額）の支給を受けます。

支給限度基準額を判断する基準日は、購入日（代金を完済した日）です。

支給限度基準額内であれば複数回申請することもできますが、同一種目の購入は原則として認められません。

ただし、以下に該当する場合は、同一種目（品目）であっても再購入が認められることがあります。

- ・破損した場合
- ・用途および機能が異なる場合
- ・介護の必要の程度が著しく高くなった場合

該当する場合は、購入理由欄に具体的な理由を記入するとともに、写真等を必要に応じて提出してください。

4. 給付対象となる福祉用具の種類

種目	機能または構造等
腰掛便座	次のいずれかに該当するもの。 ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (腰掛式に交換する場合に高さを補うものを含む) ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器 (水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る) ※ただし、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象としない。
自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿または便が自動的に吸引されるもので、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの。 ※ただし、専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するものおよび専用パンツ、専用シート等の関連製品は対象としない。
排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等またはその介護を行う者に通知するもの。 ※ただし、専用ジェル等装着の都度、消費するものおよび専用シート等の関連製品は対象としない。
入浴補助用具	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するもの。 ・入浴用椅子(座面の高さが概ね35cm以上のもの、または、リクライニング機能を有するもの) ・入浴台(浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの) ・浴槽用手すり(浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの) ・浴室内すのこ(浴室内に置いて浴室の床の段差解消を図ることができるもの) ・浴槽内椅子(浴槽内に置いて利用することができるもの) ・浴槽内すのこ(浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの) ・入浴用介助ベルト(居宅要介護者等の身体に直接巻きつけて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの)
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの。 空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものとは、硬質の材料であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものをいう。
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。

種目	機能または構造等
スロープ	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
歩行器	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

※スロープ、歩行器、歩行補助つえは、購入ではなく貸与を選択することもできます。

5. 手続きの流れ



《留意点》

- 同一種目（品目）の福祉用具を再購入する際、破損などの特別な事情等がない場合は支給が認められないことがありますので、事前に市へご相談ください。
- 新規認定申請中または区分変更申請中で、介護度区分等の認定結果が決定する前に福祉用具を購入・利用し、その後、自立判定となった場合、福祉用具購入費の支給対象とならず、全額自己負担となります。

6. 必要書類

■共通して必要となる書類

(1) 介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書

- ・介護保険被保険者証に記載されている被保険者氏名、住所を記入してください。
- ・申請者の氏名の訂正は認めません。申請書を再度作成してください。
- ・福祉用具が必要な理由欄には、①利用者の心身の状況、希望、置かれている環境、②福祉用具の利用目標、選定理由 の2つの観点により記入してください。
- ・振込口座を家族名義の口座に指定する場合は、口座記入欄に家族名義の口座を記入するとともに【被保険者と口座名義人が異なる場合に記入】欄（右下）に委任した日、口座名義人の住所、氏名、委任者（被保険者）の氏名を記入してください。

(2) 領収書

- ・宛名は被保険者本人としてください。
ただし、生活保護の方が福祉用具を購入した場合には、宛名を安曇野市としてください。
- ・原則、原本を提出してください。
ただし、領収書の原本が必要な場合は窓口でその旨を伝えてください。
（領収書の裏面に市で受領印を押印して返却します）
- ・領収年月日を正しく記入してください。
- ・事業者の印を押印してください。
- ・印紙が正しく貼付されているか確認してください。割印も必ず押印してください。
※税務署より「書式表示による納付の特例」の承認を受けている事業者や一般社団法人等、印紙貼付が不要な場合もあります。
詳細は印紙税法をご確認ください。
- ・ただし書き欄に購入した福祉用具の名称等を明記してください。

(3) カタログ（必要部分のみ）

- ・福祉用具の商品名、規格、定価、製造事業者名等が分かるものを提出してください。
※歩行器、歩行補助つえの購入で事前申請時に提出している場合は提出不要です。

■個別に必要となる書類

(同一種目(品目)の再購入の場合のみ)

写真等

- ・破損箇所等が分かるような写真を撮影・添付してください。

(排泄予測支援機器の購入の場合のみ、以下2点が追加で必要となります)

(1) 医学的所見の確認できる書類

以下の書類のうち、いずれかの1点を提出してください。

- ・介護認定審査における主治医の意見書
- ・サービス担当者会議等における医師の所見
- ・介護支援専門員等が聴取した居宅介護サービス計画等に記載する医師の所見
- ・個別に取得した医師の診断書 等

(2) 排泄予測支援機器 確認調書

- ・排泄予測支援機器の試用があった際の状況について作成してください。
- ・試用は販売要件ではありませんが、①機器の装着が可能かどうか、②居宅要介護者やその介助者等が製品からの通知を理解し、トイレまでの誘導や移動が可能か 等の事項を事前に確認すべきとされていることから、退所前の施設等で使用していた等の特別な事情がない限り、一定期間の試用が推奨されています。

(歩行器、歩行補助つえを購入する場合のみ、以下3点を購入前に提出する必要があります)

(1) 介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給事前申請書

- ・介護保険被保険者証に記載されている被保険者氏名、住所を記入してください。
- ・申請者の氏名の訂正は認めません。申請書を再度作成してください。
- ・福祉用具が必要な理由欄には、①利用者の心身の状況、希望、置かれている環境、②福祉用具の利用目標、選定理由 の2つの観点により記入してください。

(2) カタログ(必要部分のみ)

- ・福祉用具の商品名、規格、定価、製造事業者名等が分かるものを提出してください。

(3) 福祉用具サービス計画書

- ・福祉用具販売事業所が作成した計画書を提出してください。

7. Q & A

(1) 福祉用具購入全般について

質 問	回 答	備考
福祉用具購入費の支給について、以下のようなケースの場合、限度額管理はいずれの年度において行われるか。 ① 平成12年度に福祉用具の引渡を受け、平成13年度に代金を支払い保険給付を請求した場合 ② 平成12年度に福祉用具の引渡を受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成13年度に行った場合	介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日（＝代金完済日：実務的には領収証記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされている。 したがって、①のケースは平成13年度において、②のケースは平成12年度において、それぞれ限度額管理が行われる。	（厚生労働省 介護サービス Q&A No1616）
介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市が部品を交換することを必要と認めた場合には、支給対象となる。	（厚生労働省 介護サービス Q&A No1615）

(2) 腰掛便座について ※P9下部の留意点もご確認ください。

質 問	回 答	備考
（福祉用具）腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。	（厚生労働省 介護サービス Q&A No1612）

(3) 排泄予測支援機器について

質 問	回 答	備考
「利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等またはその介護を行う者に自動で通知する」とあるが、通知について、どのようなものを想定しているか。	排泄予測支援機器が本体から、専用のアプリケーションがダウンロードされたスマートフォンやタブレット等に近接通信機能（ブルートゥース）で通知するものが想定される。 なお、「福祉用具貸与の種目および特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外」とされているが、上記のようにインターネットを使用せず、排泄予測支援機器本体からスマートフォン等に通知する場合は、これにあてはまらない。	介護保険最新 Vol.1059 令和4年3月 31日事務連 絡Q&A1
給付対象や利用が想定しにくい者について、独居の者も含まれるのか。	使用方法については以下のような方法が考えられる。 ① 居宅要介護者等本人が装着し排尿の機会を知らせることで、適時にトイレに移動し排泄する。 ② 介助者が通知により、排泄の声かけやトイレへの誘導を行い、本人の排泄を促す。 そのため、独居の場合でも①のような使用方法があり、必ずしも給付対象外になるものではないが、排泄予測支援機器の使用目的の理解や試用状況等を特に確認の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できるのか、十分に検討すること。	介護保険最新 Vol.1059 令和4年3月 31日事務連 絡Q&A2
おむつ等を使用しているも、自分で準備から後始末まで行っている者が、トイレでの自立した排尿を目的として使用する場合は如何。	十分に検討の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できる場合は対象として差し支えない。	介護保険最新 Vol.1059 令和4年3月 31日事務連 絡Q&A3

質 問	回 答	備考
特定福祉用具販売事業者が販売に当たり、膀胱機能等を医師の所見等で確認することとしているが、販売を検討する以前の段階で既に確認しているような場合、改めての確認が必要か。	居宅要介護者等の膀胱機能について、 ・介護認定審査における主治医の意見書 ・サービス担当者会議等における医師の所見 ・介護支援専門員等が聴取した居宅介護サービス計画等に記載する医師の所見 ・個別に取得した医師の診断書 等のいずれかの方法により既に確認をしたことがある場合であって、当該時点から居宅要介護者等の状態も概ね変化等がないと考えられる場合は、改めての確認は不要である。	介護保険最新 Vol.1059 令和4年3月 31日事務連 絡Q&A4
常時失禁の状態の者でおむつの交換時期等を把握するため、排泄予測支援機器を給付することは可能か。	排泄予測支援機器はトイレでの自立に向けた排泄を促すことを目的として給付対象としているので、このような使用を目的として給付することは適切ではない。	介護保険最新 Vol.1059 令和4年3月 31日事務連 絡Q&A5
「自動排泄処理装置」を貸与されている居宅要介護者等が購入した場合も保険給付対象となるのか。	自動排泄処理装置を貸与されていることのみをもって、排泄予測支援機器の給付が対象外になることはない。ただし、自動排泄処理装置を必要とする場合、排泄予測支援機器を必要とする場合は異なるものと考えられることから、要介護者等の状態や目的等を十分に聴取して、十分な検討が必要である。	介護保険最新 Vol.1059 令和4年3月 31日事務連 絡Q&A6
要支援者、要介護4・5の者でも給付対象とすることは可能か。	留意事項通知（老高発0331第3号 令和4年3月31日）等で示す状態に該当し、排泄予測支援機器を使用することによって自立した排尿が期待できる場合に給付対象とすることは可能である。	介護保険最新 Vol.1059 令和4年3月 31日事務連 絡Q&A7

《留意点》

- ・ポータブルトイレ等において、標準的なものに比べ、ウォームアップ機能付き、ウォッシュレット機能付きなど被保険者負担額が大きい福祉用具をあえて選定・購入する場合、福祉用具が必要な理由欄に、その旨についても記載してください。

福祉用具購入に関する相談窓口

安曇野市 高齢者介護課 介護保険担当

〒399-8281

長野県安曇野市豊科6000番地

電話 0263-71-2472（直通）

FAX 0263-71-2328